

介護保険 料金概算（1カ月）

※多床室の場合

利用者負担段階	対象者	施設サービス費等自己負担上限額 1カ月（31日）	食費 1カ月（31日）	居住費 1カ月（31日）	個室料 1カ月（31日）	その他	合計 1カ月（31日）
現役並み所得	課税所得145万円以上の方	44,400円	42,780円（1日 1,380円）	11,470円	—	15,746円～	114,396円～
第4段階	住民税課税世帯（世帯のどなたかが市区町村税を課税されている方）	44,400円	42,780円（1日 1,380円）				114,396円～
第3段階	世帯分離している配偶者を含み住民税非課税（下記の第2段階に非該当の方）	24,600円	20,150円（1日 650円）	（1日 370円）	—	15,746円～	71,966円～
第2段階	世帯分離している配偶者を含み住民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金が80万円 以下の方）	15,000円	12,090円（1日 390円）	0円	—	15,746円～	54,306円～
第1段階	世帯全員が住民税非課税（高齢福祉年金を受給している方）生活保護を受けている方		9,300円（1日 300円）				40,046円～

※高額介護サービス費について（北見市）

月の初日から末日までに受けたサービスに対して、サービス提供事業所に支払った自己負担額が上表の上限額を超えた場合には、その超えた額は申請により高額サービス費として払戻されます。

同一世帯の要介護者及び要支援者が同じ月に介護サービスを受けた場合、自己負担額を合計して、上表の上限額を超えた額が申請により高額介護（支援）サービス費として払戻されます。

通常 ⇒ 自己負担額支払 ⇒ 「介護保険高額介護サービス費支給申請書」を市役所介護福祉課に提出 ⇒ 提供月の3ヶ月後に利用者に払戻

受領委任 ⇒ 自己負担上限額支払 ⇒ 「介護保険高額介護サービス費支給申請書（受領委任用）」を市役所介護福祉課に提出 ⇒ 提供月の3ヶ月後に提供事業所に払戻

※提供月の中途に入退院が行われた方、又は、同一世帯の複数名が介護サービスを受けた場合は受領委任が出来ません。

※非課税年金（遺族年金＋障害年金）

※第4段階の方は、下記の要件全てに該当すれば、申請することで第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・二人以上の世帯で、日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担額（介護サービスの利用者負担額、食費・居住費）の見込み額を除いた金額が80万円以下
- ・世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下

※第4段階の方でも、①同世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割。 ②世帯が現役並み所得者世帯に該当しない。

上記の①と②の両方に該当する場合は年間上限額が44万6千4百円となります。（3年間の時限措置）

※現役並み所得者世帯 ⇒ 同世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上（単身では383万円以上）の場合。

※世帯が違っていても配偶者が市区町村民税を課税されている場合は対象外となります。